

●香川県警察本部告示第9号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手続に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月27日

香川県警察本部長 那須修

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手続に関する規程の一部を改正する規程

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手続に関する規程（平成19年香川県警察本部告示第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第5号中「⑩」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の規程に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。